

令和 8 年 6 月 2 日

保護者 様

杉並区立神明中学校
校長 松 浦 素 明

特別警報・警報・注意報等が発令された際の対応について

平素より本校の教育活動について、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、近年日本では集中豪雨や台風が発生し、多大の被害をもたらしています。気象庁による警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）及び特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区へ発令された場合、区教育委員会の通知に基づき、下記のとおり対応いたします。

記

1 **警報**（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区に発令された場合や、局地的な豪雨が発生した場合

(1) 登校について

- ・当日の午前6時00分の時点で警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区に発令された場合や、局地的な豪雨が発生した場合、臨時休業や始業時間の繰り下げ等の措置をとります。
- ・ご家庭に対しては、連絡アプリ tetoru を配信します。午前6時15分までに配信予定です。
 - ＊午前6時00分の時点で警報が出ていない場合には、通常どおりの登校となります。
 - ＊午前6時00分の時点で警報が出ていて、それ以降に警報の解除が予測される場合、または警報が「大雨」のみで解除が予測される場合等は、登校時刻を繰り下げます。
- ※いずれの場合も、状況に応じて無理をせず、ご家庭で生徒の安全を第一に考えて、登校させてください。安全確保のために自宅で待機し、遅刻または欠席する場合は学校までご連絡ください。その場合は、遅刻・欠席の扱いとはいたしません。

(2) 授業中・在校時について

- ・生徒が学校にいる間に警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）の発令や、局地的な豪雨が発生した場合、一時待機や下校時間の繰り上げ、繰り下げ等の措置を必要に応じて講じます。
- ・ご家庭に対しては、連絡アプリ tetoru を配信します。

(3) **特別警報**（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区へ発令された場合、または発令が予想される場合

- ・原則、前日の午後2時00分の時点で教育委員会が判断し、臨時休校の措置をとることもあります。この場合は前日のうちにご家庭に連絡アプリ tetoru を配信します。

2 お問い合わせ

- ・アドレス変更等があった場合は再度 tetoru 登録をお願いいたします。

問い合わせ先

副校長 阿 部 真 子
連絡先 03-3333-7428